

話者	発言内容
	1 開会
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回環境審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、欠席者についてご報告します。農業委員会の鈴木安雄委員、自治会連合会の武笠宗高委員、長島勝利委員、南小学校の森田浩幸委員につきましては、本日は欠席ということで連絡が来ております。</p> <p>また、事務局につきまして、環境課長の方が本日は欠席となっておりますので、その旨ご了承ください。</p>
	2 あいさつ
会長	(会長あいさつ)
	3 議事
事務局	それでは、議事に入りますが、北本市環境審議会条例第6条第1項により、「会長が会議の議長となる」となっておりますので、堂本会長に議事進行をお願いします。
議長	<p>北本市環境審議会の委員は13名となってます。本日の参加委員人数は9名で、過半数に達しておりますので、北本市環境審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告します。</p> <p>市の附属機関につきましては、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則により、会議の公開を会議に諮って決定することとなっています。なお、この会議での審議については、非公開事項を審議するものではないので、原則公開となると考えます。委員の皆さん、公開でよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>残念ながら今回の傍聴希望者はいませんでした。これも一つの反省点ですので、ぜひ傍聴していただくようなアピールをして頂きたいと思います。</p> <p>それでは、議会を公開とし、議事に入ります。</p> <p>令和4年度版環境施策に関する年次報告書（案）についての説明を、環境課主幹よりお願いいたします。</p>
事務局	【資料に基づき年次報告書の概要を説明】
議長	ありがとうございました。前回の委員会において出た意見や質問について、事務局の方で、担当課へヒアリング等をしたものが今回の報告となります。前回の意見等が記載されていない、あるいは意図が違っていた、というものはございますか。
古谷委員	ヒアリング結果が書かれている書類について、各担当部署は事務局が整理をした意見（指摘）という欄の文章を見て、回答をしてくれているということでしょうか。
事務局	議事録の本文を見て回答しているわけではなくて、要約したものを環境課で作り、各担当課はそれを見て回答しています。
古谷委員	回答内容をみると、微妙に意図が伝わってないように思えるところがあったのですが、経緯がわかりましたので、それについては結構です。

議長	各課の対応や結果・回答についてご意見いただくことと併せて、1回目の審議会から日が経っているので、改めて質問やご意見等がありましたら、お寄せいただければと思います。
佐々木委員	<p>放射線測定の回答について、測定体制を残すことですが、やはり目に見えない・色がない・臭いがないものですから、主体的に推進してもらいたいというように思います。</p> <p>昨年の暮れ頃、筑波と所沢と新宿御苑に汚染土を置くという国の動きが新たに出てきました。また、平成16年の6月に、環境省が基準を8000ベクレル未満と示しています。水については、身近なところで、公共下水を使用している市街化区域の終末処理場、家庭ゴミを処理処分する吉見の清掃工場、公共下水道以外の区域である認可区域以外は浄化槽と挙げられますが、2011年の3月11日に事故があった1週間後の3月18日に、大久保浄水場でヨウ素が検出されています。3月23日には134・137両方のセシウムが検出され、川田谷浄水場も同様でもう少し数字が高く出ています。中丸の浄水場は井戸水のため、不検出です。吉見の清掃工場は、燃焼させた煤を7月5日に測定したところ、134・137両方のセシウム合わせて、5600ベクレル検出されました。</p> <p>それから、荒川左岸北部流域下水で鴻巣、吹上、北本、桶川の終末処理場が桶川にありますが、その5月13日の焼却灰に含まれていたセシウムは、134が7200ベクレル、137が8000ベクレルでした。不明水という、台所やトイレ、風呂、洗面といった排水のほかに、何らかの原因で流入する水も含まれているので、全部洗い流した後の数字だと思われますが、両方のセシウム合わせて1万5200ベクレル。この日が最高値でしたが、このような数字は、事故前までは身近ではありませんでした。</p> <p>環境省関連の施設があるということで、同じ埼玉県内の所沢で、今回実験をしようとしているらしいのですが、そのような新しい動きも出てきたので、注視しながら、市民の意見が出たらではなく、主体的に測定については、推進していただきたいというように思います。</p>
事務局	ご意見として、今後について検討させていただきます。
議長	<p>再度こういった意見が出たということを、内部でぜひ共有していただきたいと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問はございますか。</p>
春永委員	前回の審議会で、30by30や生物多様性の活性化に関する指針について触れられていましたが、北本市としては現時点で、OECMの取り組みに対する対応等、候補地あるいは登録は具体的にあるのでしょうか。
事務局	残念ながら、具体的なものは現時点ではなく、これからというところです。

春永委員	<p>わかりました。</p> <p>それから、前回の審議会に觸れられていたアダプトプログラム制度の実施について、今回高橋委員の意見について、担当課から回答をいただいているところなのですが、私のほうからも要望としてお伝えします。11月の広報にアダプトプログラムの活動の一部が紹介されていて、広報としてはそれでいいと思うのですが、その全体像というのが一市民として見た時にわからない、見えてこないところがあると思うんですね。ですから、市民への周知も考えて、どこかで説明する方がいいと思うのですが、現在ウェブサイト等で扱っているのでしょうか。</p>
事務局	現在は、広報でしか周知していないと思いますが、広報以外のかたちでということですね。
春永委員	<p>広報でアダプトプログラムの活動紹介は出ていますが、一般的な市民としては、その部分だけで制度そのものや取り組みの仕方は見えてこないのでと思うんです。高橋委員も、そういった意味でも指摘されたのではないかなど。</p> <p>今回すでに回答は得られておりますが、要望というかたちで再度お願ひいたします。団体数は広報で出ていましたが、具体的にはどういうことが行われているか、活動の中身に言及した記載にできると良いと思います。</p>
事務局	わかりました。
春永委員	<p>もう一点、以前にも議題に挙がっていたEM菌について、教員研修の方を具体的に内容のあるものにしていってほしいというのを考えておりましたが、今回すでに回答が得られました。教員に対しての研修という形では、ぜひお願いしたいということで、期待したいと思います。</p> <p>それから、これも前に申し上げたんですが、年次報告書P29ページのところに、BODのデータに関するものなんですけれども、P15ページの方で、「グラフで高くなった地点は水量の低下によるものと考えられ、水質の悪化によるものではないと考えられる」とあります。実際のサンプリングの状況などはよく見てないのですが、これは他の市からも続していくような場所になるのだと思います。一般に言われるのは、BODの値は5mg%Lぐらいが魚の棲める状況となっていて、北本市の結果はそれを超えているということになります。値としてすごく高いというものではありませんけれども、こういった高いデータが出たときに、原因の究明というのはされないのでしょうか。</p>
事務局	水質については夏と冬を交互に測定をしてるんですけども、北本市では専門の職種ではなく、事務職が業者委託で行っていますので、不明瞭なところがあり、実質的には測定業者にお任せするような形になってしまっているため、原因の究明まではやっておりません。測定業者の方から報告書が出てきますので、それに基づいて掲載しています。

春永委員	報告書に記載の「水量低下によるものと考えられる」というのは、あくまで考えられるだけであって、科学的とは言えないです。高くなったのならば、また時期を見たら下がるような問題ない数字なのか、あるいはどこか原因を改善する必要があるのか等、原因究明について、やはり責任を持って対応すべきではないかと考えております。経費などのご事情はあるとは思うのですが、何のための調査なのかというのは念頭に置かれるとよろしいかと思います。
佐々木委員	調査地点はどのあたりでしょうか。
事務局	本町八丁目ですから、江川の上流付近になるかと思います。コミュニティセンター付近ですね。
佐々木委員	家庭排水は全部そこへ流れてしまっているので、それは結果に影響を及ぼす恐れはありますね。流量変動があるから、いつの時期に水を採取したのかによって、値は動いてしまうと思います。
議長	他にご意見、ご質問はございますか。
谷津委員	年次報告書記載のデータの関係で、先ず、P17ページでは、もったいないプロジェクトの計画が、平成25年度からスタートしていますが、P18の一般廃棄物の回収では平成27年度からスタートしています。 以前にもお願いしているかと思いますが、できれば平成25年度に揃えて、その基準となる数字を頭に持ってきていただくと、わかりやすいと思います。スペースの関係があるのであれば、1人当たりのゴミの排出量は17ページに載っていますから、P18ページのそのデータも、27年度分はカットして、25年度に置き換える等そういった工夫をしていただきたいと思います。
議長	ありがとうございます。今、水質やゴミの記載についてご意見がありましたように、恐らく、この報告書を市民が読んでも、分かりづらいように思います。私はいつも江川を越えて通勤していますけれど、やはり川の汚さについて、市民は誰も共有しないです。そういう意味では、北本市の広報が日本一という強みを活かして、環境というテーマをわかりやすく市民に伝えていただきたいと思います。 合併浄化槽の普及率についても言及しましたけれども、水質調査ではなく、見た目にも、川へ流れる水は汚れたままで変わっていないです。意識をしないとそのまま変わらないし、決して良くないとわかっていていただくようなアピールをしなきゃいけないと思います。北本市はこれだけ素晴らしいと伝える一方で、こういう課題もあると、たまには広報等で取り上げていただきて、周知に努めるのは重要かと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	原稿については、どういうものを出すかというのは、紙面の作成課との調整もありますが、基本的には事務局投げ方次第になります。

議長	<p>財政状況伝えるマンのように、環境問題版のようなアピールをぜひ検討いただきたいというように思います。</p> <p>また、江川については、治水・環境面で本格的な検討が始まくるようですが、当然水質も関連してくることですので、やはり強く意識していただきたいと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問はございますか。</p>
副会長	<p>現在私たち雑木林の会が、指定管理者として北本中央緑地をやっているわけですが、年次報告書（素案）に係る意見・質問一覧について、古谷委員からご意見いただいた「雑木林の保全と維持管理について、生き物を評価指標とすべきであり、維持管理について工夫すべきである」とご意見をいたいただいております。それについての担当課の回答が、「北本中央緑地の雑木林の良好な保全と維持管理に努めていきます」となっていますが、こういった答えを私達は求められたことも、相談も市の方から受けたことはありません。以前回答した内容を引用したというのがすぐ分かるような内容でした。</p> <p>加えて、今回市町村の方から、中央緑地の維持管理について、生態系に、生態系保全を重視したやり方にしてくださいと口頭であったと伝え聞いたのですけれども、具体的な担当課の考えが全くなく、実際に担当課に聞いても、わかりませんで終わってしまっています。公園の管理と全く同じ考え方しか持っていないのが残念と思っていて、例えば、雑木林ですので、地面に様々な草が生えているんですが、公園のように根こそぎ草は全部取って綺麗にする、というようなやり方では絶対駄目なわけです。その辺りの考え方方が全然できていないまま、職員の勉強がなされていないままに、全て指定管理者に丸投げされても困ってしまうというのが率直な意見です。</p> <p>雑木林の会は、巡回点検というのを週に1度やっているんですけども、その中には点検項目というのがありますが、普通の公園と同じ項目しか載っていません。雑木林の保全管理の指標というものがどこにもなく、本当に私達が手探りでやっているような状態で、見た目が綺麗になっていれば評価されるという問題を、もう少しあ互い突き詰めて、担当課と話し合わなければいけないんですが、担当課は残念ながらそういう意識が全くないので、北本中央緑地の管理はこうであるべきといえるように、もっと勉強してほしいなというのが率直な気持ちですね。</p>
議長	<p>先ほど春永委員から、OECMの登録地とするのはどうですかとご意見がありました が、本来であれば、生物多様性の維持管理が長期的に保障されてるところになります から、北本中央緑地は手を挙げていいところだと思います。しかし、残念ながら、今 のままでは難しい実態だということです。</p> <p>前回の委員会で、仕様書をちゃんとしないと駄目だと指摘しましたが、今回の仕様 書も変わらずに同じ内容でした。少なくとも委員会で意見を述べているわけですか ら、言ったことに対して、じゃあなぜそうしないのかという見解を聞きたいと思って いるところです。折角、北本市の大きな財産で誇れるものに、通り一遍の見た目を綺 麗にするだけが適正な管理というようであれば、それは全然違うだろうという話にな ります。</p>

古谷委員	<p>私も、やはり現状が生物多様性には貢献するような管理になっていないというのが、そもそも課題のように思います。担当課が、良好な保全というのがどういうものなのか、そしてどういう維持管理なのかを示すことが重要なんです。なので、仕様書にも記載は必要ですし、担当の職員も現場も分からずに頭を抱えているというのであれば、生物多様性に配慮した樹林地管理ガイドラインを、どこかで作るべきかなと思います。それを作成るのは、この審議会でもいいですし、OECMとしてもきちんと位置づけられるような、緑地として機能していくための維持管理方法や方針を示したガイドラインの作成を、今後検討していく必要があると思っていますので、こういう回答は少し如何かと、個人としては思っております。任せにするつもりは私ものないので、皆で良いかたちを探っていければいいのではと思います。</p>
谷津委員	<p>指定管理者に、丸投げして、どういったことを加味していいのかというのが示されないまま、点検項目もマニュアル化していないというお話をありました。現状だと全て指定管理者が作成して、その報告書を出して、週1回巡回パトロールをして、大変な努力をされているわけですよね。私はごみ減量の方面になるわけですが、ごみ処理施設の問題について、3市が白紙になって2市1町になりましたけど、市長から「検討してほしい」ということを、口頭でいただいたんですよ。口頭ですと、責任は明確になりませんし、言った言わないということや、勝手にやっていたのだという話になると困るので、市長から文書をいただきました。</p> <p>ですから、副会長の問題についても、雑木林の会として、市長から口頭ではなく文書でいただき、それに基づいて行動するのがよろしいかと思います。やはりトップから、正式な文書をいただかないといまいと、まずいと思いますので、それをしっかりいただいた上で、担当課に、国や県の基準等を調べて、北本市の基準を提示してほしいと伝えることも一つの方法だと思います。</p> <p>ゼロカーボンシティについても、宣言したのみで、中身は何も示されていません。環境省の基準や取り組みについて、資料をお渡ししていますが、それについてのレスポンスは何も来ないです。やはり宣言したからには、こういったことを北本市としてやっていきますと示していくことや、他の市町村の真似ではなく、独自にこれをやりたいんだというような政策を、この審議会を活用いただき、一緒になって考えていただきたいと思いますので、策定の際はぜひ、これらを念頭において動いていただきたいと思っております。</p>
中田委員	<p>先ほど生物多様性の関係で、仕様書の話が出ましたけれども、何も北本市が独自に策定しなくとも、他市町村、あるいは学会等を参考にするのが良いのではないでしょうか。独自で実施するのは確かに良いことが多いですが、基本的にエビデンスのないものをつくることになってしまっては、全く意味がなくなると思います。近年環境に対する動きは早くなっていますので、北本が今こういう状態になるということは、それよりも早く計画を策定しているところがあると思います。取り入れられる点や、逆にもう少し改善できる点など、参考となりそうな市町村が、どうされてるのかを習った方が早いし、確実なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>

事務局	他市の地域戦略等は拝見しております、現時点で、参考にせずに独自のものを策定すると決めているものではありません。策定の際には、もちろん参考にさせていただきたいと考えております。
谷津委員	他市の資料だけでも、雑木林の会へ持っていき、こういうのがありますと助言してあげることが協働するということだと思います。指定管理者に任せたからいいという姿勢では、何も変わらないので、任せているからこそ、しっかり取り組んでいただくために、こういった指標があると示すことが大事だと思いますよね。
議長	事務局から、次年度に、生物多様性および地域戦略の策定に向けて、具体的に踏み出したいというお話がありましたけれど、それはこの審議会で議論することでもあります、関係各課集めて、職員にどのようなものであるか教育する機会を設けることも必要かと思います。自治体によって、かなり違いがありますので、先ほど中田さんからご指摘があったように、先行自治体等の考え方や取り組みを、内部で共有していくことから始めていただきたいと思います。 府内の勉強会や会議は別立ての予算はいらないですね。
事務局	特に必要ありません。
議長	もちろん、講師を呼んでくるとなると、予算化しないとできないかもしれません が、良い取り組みを実践している方々は県内にも多数いますし、今日集まってる委員の方でも十分我々の期待に応えられるという自信もありますから、ぜひ協議いただき、やっていただければなというように思います。

副会長	<p>先ほど、中央緑地の生態系保全的な管理の仕方ということで申し上げたんですけど、中央緑地が指定されてから30年以上経ち、それ以前から木が生えていたわけですから、少なくとも6、70年経つんですが、今殆どの木がもう伐採しないといけない段階にきています。樹液が出てきたり虫が入っていたり、それから枝先の方が枯れたりというのが目立って増えてきてるんですけども、去年から担当課と一緒に、2ヶ月かけて1本1本樹木を見て歩きながら、伐採計画を作っています。</p> <p>ただ、そうなると、約399本といった膨大な数を切らなければいけません。一斉に伐採してしまうと、また別の問題が出てきてしまうため、少しずつ年間70本ずつから切っていくわけです。あの面積ですので、かなりの年月がかかりますし、片方に電車の線路があって、反対側は民家に接しているというところで、中は人が歩くというような条件のもとだと、両サイドの高木は、伐採はもちろんその後の管理が問題となってしまっています。あまり大きくできないので、植えるとしたら、高木にならない木を植えなきゃならないということで、現在話し合いをしていますが、あれだけの条件のところでは、つくづく厳しいなというのが現実として感じています。</p> <p>枯れそうになっている危険木、もしくは民家の道路の方に越境しているようなところが、伐採の優先順位になってきます。しかし、市民の皆さんから見たら、「なんでみんな切っちゃうんだ」というような批判を受けるのが目に見えてしまっていて、一先ず来年度は、自分たちの15本ほどしか切れないのですが、そういったときの説明に苦慮しています。保全と創造というのは私達もその当時考えていたのですが、更新という言葉は計画の中にも、考えられていなかったんです。そこが、今後必要になってくる。中央緑地に関しては、必要になってくる言葉かなと思っています。</p>
古谷委員	そういう話を、NPOの組織の中でしたり、専門家の意見を聞いたりする場というのはあるのですか。
副会長	専門家の方からというのは、特ないですね
古谷委員	今後どうしていこうかというのには、やはりそこが非常に重要ですよね。
副会長	本当にシンボル的な場所ですので、どういった人へ聞けばいいのか、どこまで話し合いの場を広めていけばいいのか、どういった場でやればいいのかは、私たちも図りかねているところです。
中田委員	お話を伺いしていて、いわゆる伐採後の次の樹木の問題は、今まで考えられていなかったという話でしたけれども、例えば樹木の寿命は、30年から70年くらいだと思います。ある程度五月雨式に更新をかけていくような形にしないと、一気に伐採して、更地になってしまい、一定の樹生が保てない状態になってくると思います。ですから、まさに今気付かれたということは、そのプランを立てるべきだと思います。高い木も低木もいろいろ混ぜた形になるのでしょうかけれども、ある程度その木の寿命を考えたうえで、これからどうしていくか。今考えれば、現在は少し樹林としては変ですけども、10年後20年後になると循環のサイクルが始まりますので、ちょっとずつ継続的になっていくと思いますので、ぜひ取り組まれるとよろしいかと思います。

副会長	10何年前かに、一度伐採した地域があります。そこに植林した木は、今15年ぐらい経っているのですが、その地域は、自分たちでなるべく間引きをしています。やれる範囲がそこだけで、そこを管理し始めてから、ほとんどの木は手つかずになっています。ある程度枯れた木から間引いてはきていますが、それが去年あたりから一斉に限界に来てしまっています。
中田委員	全体をもう少し広くとらえて、寿命の長い木短い木をある程度ミックスするというような配慮をすれば、そんなに大きな変化に見えない中で、更新がかけられると思います。
副会長	全体をN P O 法人で管理はしていますが、例えば、ある地区は最初から全て植林した林というところもある一方で、ほとんど手付かずにそのままずっと大きくなっている林がかなりの面積を占めているんですね。
中田委員	調整しながら、更新計画を立てるっていうのは大変だったんじゃないですか。
古谷委員	ヨーロッパなんかだと、森林の生物多様性を向上させるためにどういう管理をするかという一つの要素に、朽ち木、枯れ木をいかに残すかというのは非常に重要な要素になっています。危険だから切ると言っても、根元から切るのではなくて、立ち枯れが残るようななかたちで切っていく等、いろいろ方法があると思います。そういった、何かをしようと思うときに生物多様性の視点でどうかという発想が、組織の中できちんと相談できるような状況に、恐らくなっていないと思います。草刈りの管理にしても、綺麗にするのが前提で、組織の中で動いてしまっているので、やはりガイドラインや方針がないと、内部でも話し合いが進まないです。細かいことをこの場でなかなか時間がなくて話しきれないですが、方向性のようなものが必要じゃないですかね。
副会長	市役所の方に働きかけるということが、私達自身ももっと必要になってくるなど、自戒を含め思ってます。
谷津委員	事務局のほうから、行政の都市計画課に雑木林の会と一緒にになって考えていくことを伝えていかないと、今回の回答のように、一方通行で終わってしまうと思います。やはり相談して、指定管理者と一緒に回答する姿勢が大事だと思うので、その辺り、共同してやりましょうと事務局の方から働きかけて、環境保全に努めてもらいたいと思います。
佐々木委員	雑木林の会と、子供公園を指定管理受けてる矢口造園は、交流というのはあるのでしょうか。
副会長	現状としては、ありません。
佐々木委員	子供公園も雑木林があって、あの付近は珍しい植生が残っていますが、一時業者が変わったときに、管理について、手入れの仕方や下草を刈るという意味を理解できていなくて、不安だった時期がありました。都市公園的な発想で、指定管理を導入したんでしょうけど、その業者によって管理方法が変わってしまう可能性もあるのではないかと思っています。だからこそ、方針等を市の担当課と作り上げて、打ち出した方がいいかなとは思います。
谷津委員	業者を交えて、一緒に考えていった方がいいですよね。

議長	現在ナラ枯れの話題は、まだ中央緑地では出でていないのでしょうか。もしもあるのであれば、ナラ枯れのケースと混同されていることはないですか。
副会長	そうですね、まだ何本もないですが、ナラ枯れの木については、伐採して広がらないようにはしています。
議長	<p>例えば学習公園のナラ枯れの木は、今40本程度ありますが、一気に増えました。お隣の北里大学病院だともっとありますね。ナラ枯れも、あっという間に広がってしまいます。そうすると、生物多様性の意識だけでは対応できないという状態になってしまって、一先ず危ないところは切って、チップ化するということを県の担当課ともやり取りしています。このあたりだと、あそこの辺りが一番酷いので、ここで何とか食い止めたいという気持ちがある一方で、県西部の狭山丘陵などは、ほぼナラ枯れになってしまい、もう諦めるしかないというところもあります。</p> <p>逆に、あれは自然のものだから、安全なところはそのまま放置して全部枯らして、そこからもう1回始める発想もできますが、中央緑地あるいは都市公園の位置づけである自然観察公園はそうもいかないところもありますね。その辺りのバランスはかなり重要で、当然組織としての方針は持ってた上でやりとりしないと、元も子もなくなります。やはり指定管理者として受けた以上は、組織の中で検討しなければならないと思います。相当に社会的責任は重いということは、副会長はもちろんお分かりとは思いますが、今一度メンバーの方にも共有いただきたいです。市民組織となると、様々なボランティアへ参加してる方々の思いがありますから難しいと思いますけれども、そこは市民の皆さんを見ている市のエリアということで、やり取りをしながら、取り組んでいただければと思います。</p> <p>私どもも、去年から金銭的に相当厳しい状態で、何とか県の方からの予算で対応はできていますが、これが2年3年続いたら、結構しんどい状況になるという感じはしています。</p>
古谷委員	新たな植栽はしているんですか。
議長	<p>伐採したところは、植栽するようにしています。</p> <p>話を変えてしまいますが、前回の審議会で、古谷委員が仰っていた、森林環境譲与税を効果的に使用してほしいというのは、どのような意図でのご質問だったのでしょうか。</p>

古谷委員	<p>ニュースにもなっていますが、全国の都市部が森林環境譲与税を使いきれずにいて、今後配分を変える可能性まで、国の方は検討し始めています。しかしそれは非常にもったいない話なので、ぜひ幼稚園や小学校で木材を使うだけではない活用をしてほしいと思っての発言でした。</p> <p>北本は、雑木林などの森林があるので、市民の人数プラス面積割で森林環境譲与税がきているはずなんです。越谷市は、対象となる森林がないので、森林割ではゼロなんです。人口割だけですが、北本は森林があるので、今ある緑を直接守るような使い方を、ぜひ検討いただきたいです。森林環境譲与税は、全国で見ると自治体がかなり柔軟に使えるお金で、中央緑地のナラ枯れ対策や保存樹木にも使えるような、事例が色々と出てきています。北本でも、全国に発信できるような使い方を検討してもいいと思います。</p>
議長	産業観光課は、税金がいくら入ってくるのかは把握しているのですよね。
事務局	はい、把握できていると思います。
議長	それなりの金額としてあるはずですから、ちゃんと数字として出してもらった方がいいですね。環境課で使うように努力していただきたいと思います。
佐々木委員	新しい制度を国が立ち上げるとき、地方自治体の力量が試されてますが、本当は一番チャンスなんですね。2年目は様子見していた他の自治体もこうやればできるんだっていうのがわかるんですね。初年度は、企画力がどの程度あるのかを試されますが、大きい補助を受けることができるメリットもあるので、アイディア次第です。自治体職員の力量がある程度必要なので、なかなか日常業務で忙しいかもしれませんが、問題意識を持つためにも、関連する本を読んでほしいなと思います。
議長	ぜひチャンスを生かしてもらいたいですし、雑木林の町として雑木林に使わない手はないと思います。
古谷委員	<p>先ほどお話しした続きで、私の（5）の質問として、緑と花のまちづくり基金について触れているのですが、この回答を見ると、「土地買取申し出に支障なく取得できるように積み立てています」とあります。積立金が少ないトラスト基金の方は非常に予算が少ない一方で、緑と花のまち作り基金の方でも、土地の買い取りを検討されているならば、市内の緑地の買い取りもこのお金を使ってやっていこうという考え方があるわけですね。</p> <p>例えば、北袋の湿地は現在少し荒れてしまっています。将来的にああいった場所の公有地化も考えられるでしょうし、色々と使えるお金がたくさん集まってくるような感じもするので、貯めるのではなく上手に使っていく時期に来ているんじゃないかなとは思います。</p>
議長	ありがとうございます。他にご意見あるいはご質問のある方はいらっしゃいますか。

高橋委員	<p>先ほど春永委員からもありました、アダプトプログラム制度の実施内容について、コラムを作成して市民に周知した方が良いと私が意見した理由は、アダプトプログラム制度というものが、何を指すのかわからないという意味だったので、例えば、アダプトプログラム制度がこういう目的で事業化をしている等、今年度はこうしたことやりましたということを簡易的にでも書けば改善されると思いますので、改善の機会があれば、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それから、教職員の環境研修事業については中田委員もコメントされていますが、24ページの書きぶりが教職員の環境研修事業ではないように読めます。例えば、SDGsやE S Dという考え方や、新しい課題を教材化するにはどのようにやつたらいいかというようなことを、環境教育を担う教員が学ぶために研修をするということなので、現状では研修にはなっていないです。今年の分についてはこの表現でも構わないと思いますが、来年からはもう少し工夫して、どういう教員研修をやるのかというところが問われてくる時期になってきていると思いますので、学校教育課さんの方もその辺りはやっていただきたいなと思います。</p> <p>それから先ほど会長からもお話がありましたけれども、市民が読んで、この事業はこの程度まで進んでいると分かるような見せ方も、当然必要になってくると思います。そのところを見失うと、先ほどのB O Dの話にしても、やっていることはやっていても、やりっぱなしのように見えてしましますし、雑木林の問題も、この面積をこのように指定していますというだけだと、どうやって維持管理していくかが全然伝わりませんので、改善には数年かかることだと思いますけれども、少しずつ見せ方ができてくるといいと思います。</p>
中田委員	<p>環境教育で気になったことをお話しますと、例えば、牛乳パックを綺麗にしてリサイクルする事業が、昨年あたりから廃止され、また、ビオトープ等も教員の働き方改革で時間がとれないため実施が困難という話が前回ありましたが、なぜなくなったのかを、子供たちは知らないんですよね。この働き方改革というのは、人間の活動において一番大切なところなので、それを守るためにどうしても止めなければいけないことが結果として出てきています。しかし、そういった理由を子供には教えていないので、急になくなったあれは何だったんだろうと疑問として残ってしまいます。</p> <p>働き方改革を達成するために、ビオトープ等を維持することができないのだと子供たちにしっかり教えることで、それが次世代の環境政策に結びついていくと思いますので、ぜひ次年度からは、その辺りの考え方を取り入れてほしいなと思います。</p>

議長	<p>中田委員が仰ったように、子供たちも理由を理解した上で、働き方改革を進めていかなければならない一方で、学校での環境学習や先生の研修もしなければいけないといった時に、何を当面やめて、何をやるのかという議論にならないですね。なんだかんだ子供たちは自然や自然体験が大好きですし、学校の中に生き物がいる空間があれば、喜ぶと思います。そういったものが苦手というのも一つの価値観ですが、いずれにしろ、訳もわからずに、体験する機会がなくなってしまう子供がいるとすると、それは非常に不幸なことですよね。次の世代に繋がらないというのは、仰るとおりだと思います。</p> <p>私は最近都内の小学校と、荒川の野草を復活させようということで、総合学習の時間に種から苗を育て、荒川の中流域に返すという取り組みをスタートしました。最初は、オンラインの事業でやらせていただきましたが、仕掛ける方が準備をして、丁寧にやりとりすれば、忙しい中でも先生方にやっていただけました。先生方も別にやりたくなくてやっていないわけではなく、やりたいけども時間的に無理だということがあるのであれば、周りがどうやって応援団として支えるかが重要なのだと思います。</p> <p>北本市でも、先生だけに頼るのではなく、周囲も環境学習の応援団として、何か仕掛けていくことも必要なかなというのはつくづく感じました。</p> <p>その事業では、子供の自然体験プロジェクトとして、民間企業がスポンサーとして資金を出しています。やはり、色々なNPOや市民団体がコーディネーター役として架け橋となり、繋いでいくことができれば、展開が開けることもあると思います。その辺りも含めて、本当は学校教育課の方々とざっくばらんに意見交換をしてみたいですし、押しつけるわけではなく、我々が手伝うとすると、どういったことからやればあと一歩踏み出せますかとアプローチをしなきゃいけないというのは、中田委員のお話を聞いた上で、思っております。</p>
各委員	(異論なし)
議長	ありがとうございます。それでは、本日の議事については、全て終了とします。
	4 その他
議長	続きまして、議事（2）その他について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【上尾道路に係る調査結果提供等及び環境審議会委員の任命について説明】
議長	上尾道路については、進展なしということですね。かなり繊細な問題が色々あるのだと思いますけれども、市長から諮詢されておりますので、やはりその中身をちゃんと知った上で、答申しなければいけないですね。
谷津委員	委員の選出については、条例規定はあるのでしょうか。
事務局	知識経験者が7人程度、関係団体の代表者で10人以内、それから行政機関の職員が5人以内というように、上限が決まってまして、総勢で22人以内としています。現在の北本市の審議会につきましては、知識経験者としまして6人、関係団体が5人、それから行政機関2人となり、総勢で13人となっております。
谷津委員	例えば、公募の方もいるわけですか。

事務局	公募の方は2名と規定があり、今も公募してますが、結果の方についてはまだ公表できません。
議長	公募も再任されるのですか。
事務局	公募の場合には、再任はありませんので、もう一度任命されるためには、再度応募しなければいけません。他に各自治会や商工会、農業委員会等の母体のあるところには推薦依頼をかけまして、推薦があがってきた方を任命させていただいております。また、行政機関につきましては、中央環境管理事務所は代表者が変われば、もちろん自動的に変わってしまいますし、小中学校につきましては、小中学校の教頭会に推薦依頼をかけております。もちろん再任を妨げるものではありませんので、支障がなければそのまま継続して受けていただけると、事務局としてはありがたいと思います。
議長	知識経験者という位置づけは、明確な規定ではないので、公募委員の方でも継続してもらうことは、この枠で任命することは可能だと思います。 それから、まちづくりのベースとなる環境の年次報告書に対して、パブリックコメントがゼロというのは何とかしたいと思っていますので、環境審議会の方で課題として挙がったことを、広報で市民と共有できるようにしていただきたいです。北本市は広報やシティプロモーションの実力がある市だと思いますので、まずは市民に知っていただくのに広報のお力添えもいただきたいと思っています。 他にご意見等ございますでしょうか。なければ、そろそろ定刻となりますので、閉会に移らせていただきます。
各委員	(意見なし)
議長	本日の議題は以上として、事務局にお返します。
	5 閉会
会長	それでは最後に、副会長の方から閉会のあいさつをお願いいたします。
副会長	(副会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。以上をもちまして、第2回北本市環境審議会を閉会します。
議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。	

令和 5 年 3 月 21 日 会長

北本市長